

目次

| | |
|-------------------------------|---|
| Z-CV-3rd-1★上告状20221011..... | 2 |
| Z-CV-3rd-2★上告状訂正20221026..... | 5 |

上告理由書兼上告受理申立理由書 Z

令和 4 年 10 月 11 日

最高裁判所 御中

上告人（控訴人）

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業

今井 豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

被上告人（被控訴人）

住所(送達場所) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号

國 同代表者 法務大臣 葉梨 康弘

慰謝料請求上告事件 訴訟物の価額 10 万円 貼用印紙額 2,000 円

上記当事者間の、東京高等裁判所 令和 4 年(ネ)第 1533 号慰謝料請求控訴事件について、令和 4 年 10 月 6 日に言い渡された下記判決は、後述の理由により、請求の趣旨 1 と 3 については不服なので、上告と上告受理を同時に申し立てる。

第 1 原判決の表示

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

第 2 上告及び上告受理申立の趣旨

いずれの申立の場合も、原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第 3 上告の理由及び上告受理申立の理由

1 虚偽表示無効

原判決も、一切を根拠無く認めないことによる隠蔽であり、典型的な職権濫用である。

以下の通り、根本的欺瞞に満ちており、当然無効であり、裁判になり得ない。

これは多勢に無勢に付け込んだ非人扱いの害意の表示であり、居直り強盗的な司法拒絶である。

●訴えを無視した論理矛盾かつ無根の心証であること。

★①最高裁の当該却下が虚偽である点(基礎事実)の判定洩れ。

司法拒絶が真に上告理由に該当しないのであれば制度瑕疵であるから、虚偽と言える。

(控訴状 2 頁) 「★1 両申立とも該当しない旨は最高裁の虚偽である。 脱漏。」

★②最高裁の当該却下が理由になつてない点(基礎事実)の判定洩れ。

事実審未済の場合は、終審が事実審を代行するしか無いことは誰にも自明である。

憲法 81 条の終審の使命には、それも含まれている。

また、そうでなければ誰も司法拒絶に対処できない(制度瑕疵となる)ことからも、結果的にも自明である。

したがって、事実審未済を訴えている本件の場合は、理由になっていない。 露骨な白痴化

(控訴状 2 頁) 「★3 少なくとも憲法 81 条違反である。」

よって事実として、司法拒絶(事実審未済)の訴えを無視している。 更なる司法拒絶

また、上記の当り前過ぎる二点を無視した点から、「特別の事情」に基く決定と断定できる。

したがって、「特別の事情」に相違無いから、以下の結論を導けない。

(二審判決書 2 頁) 「第 3 当裁判所の判断 1 当裁判所も、(中略) 損害賠償請求は理由がないものと判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」の第 3 に記載のとおりであるから、これを引用する。 (中略) 」

(一審判決書 5 頁) 「2 争点 2(本件各決定の違法性の有無)について (中略) 特別の事情は見当たらない。 」

よって虚偽の心証と言える。「特別の事情」を否定した根拠も、全趣旨を斟酌した証拠も無い。

・付言すれば、最高裁の当該却下には、そもそも「理由」(判断根拠)が無い。

「どこがどのように該当しないのか」(判断根拠)が無い。社会通念上は「結論」のみ。用語相違。

★当該三審に合理的根拠が無い点(主要事実)の判定洩れ。 本件一審も同様。

合理的根拠が無い以上は「特別の事情」でないとは言えない。

無いが故に、実質的な司法拒絶(よって事実審が未済)と言える。

2 以上のとおり、原判決には理由が無く、誤った認定なので、取り消されるべきである。

第 4 上告理由及び上告受理申立理由の補足(控訴状 2 頁「第 4 原判決の瑕疵」)

A 規定の理由に該当する。 しなければ制度瑕疵である。

一審判決に合理的根拠が無いとする控訴理由を更に合理的根拠無く無視した点は論理矛盾であり、自由心証主義(民訴法 247 条)違反であり、理由不備 (民訴法 312 条 2 項六号) であり、実質的に、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)や裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害なので、憲法の解釈の誤りその他憲法の違反 (民訴法 312 条 1 項) として、上告理由に当る。

他方で、甚だしい経験則違反による自由心証主義(民訴法 247 条)違反であり、極めて重大な訴訟ルール違反であり、判決に影響を及ぼすことが明らかな違法なので、法令の解釈に関する重要な事項(民訴法 318 条 1)として、上告受理申立理由に当る。

よって、上告と上告受理を同時に申し立てる。

B ★終審として無視できない事実審未済(司法拒絶)である。

三審制は保証されていないが、裁判を受ける権利は保証されている。司法拒絶は後者の侵害である。

★憲法 81 条の終審裁判所には、このような場合の事実審の役割も含まれている。

そうでなければ司法拒絶は摘発不可能、つまり制度瑕疵となるが、そんな筈は無い。

C 当該事件の重大性を直視せよ。 殺人の疑いを持たぬことは不可能である。

訴状 3 頁「● A 事件の焦点(再掲)」に列挙した蓋然性を全て無視している。 言及が無い。

其々が極めて当り前の状況証拠であり、それらを全て否定できなければ殺人の嫌疑は晴れない。

また数字で考えれば、この天文学的超高確率に殺人の疑いを抱かぬことは狂気である。

①警視総監宛の回答期限付きの被害届が無視された。 明白な法令違反 1/100000000

②その一ヶ月後の回答期限当日に叔母が変死した。 1/10000

この二つが偶然に重なる確率は天文学的に低いから、殺人に相違ない。

第 5 適用法令 (訴状 4 頁)

既述の通り、違反法令は多数有るが、中でも特に、自由心証主義の濫用である。

・民事訴訟法 247 条「裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。」

第 6 附属書類 副本 7 通

以上

上告理由書兼上告受理申立理由書と訂正申立書

令和4年10月26日

最高裁判所 御中

上告人（控訴人） 今井 豊

頭書の1頁12行目につき以下の通り改める。

（訂正前）

「（中略） 請求の趣旨1と3については不服なので、（中略）」

（訂正後）

「（中略） 損害賠償請求の部分（当該一審の請求の趣旨1と3）については不服なので、（中略）」

以上